

潮来市農業委員会議事録

記録日時 令和8年8月25日

記録者 濱田 智仁

令和8年8月農業委員会定例総会

日 時：令和8年8月25日（火）午後3時00分～午後4時00分

場 所：潮来市役所 3階 第一会議室

出席者：【農業委員】松本 清隆、鬼澤 淳一、服部 吉益、浅野 国彦、
薄井 重喜、兼原 儀弥、根本 佳和、谷田川 雅巳、
鬼澤 宏一、橋本 勇作、遠峰 喜久栄、宮本 孝一
【事務局】事務局長 小川 宏、事務局長補佐 辻 寿幸、
事務局係長 鈴木 秀幸、事務局主幹 濱田 智仁

議 案

第22号議案 農地法第3条の規定による耕作目的の所有権移転許可申請に対する許可について

第23号議案 農地法第5条の規定による転用目的の賃借権設定許可申請に対する許可について

第24号議案 農地法第5条の規定による転用目的の使用貸借権設定許可申請に対する許可について

第25号議案 農用地利用集積等促進計画（案）の意見徴収について

報告第17号 農地法第3条の規定による農地等の権利取得の届出について

報告第18号 市街化区域内農地の転用届出に係る専決について

報告第19号 行政庁からの照会

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議事内容

議 長： ただいまの出席委員は 12 名ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまより、令和 8 年 8 月定例総会を開会いたします。

議 長： 本総会に提案する議案は、告示のとおりです。また、本総会の会期は、本日一日限りとすることを提案いたしますが、ご異議ございませんか。

全 委 員： 異議なし。

議 長： 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議 長： 議事録署名人として、「11 番 宮本 孝一委員」、「1 番 兼原 儀弥委員」を指名いたします。なお、会議書記として、事務局長を任命いたします。

議 長： 議案審議の前に専決処分の報告等がありますので、事務局より報告願います。

事務局主幹：報告第 17 号の「農地法第 3 条の規定による農地等の権利取得の届出について」	7 件
報告第 18 号の「市街化区域内農地の転用届出に係る専決について」	6 件
報告第 19 号の「行政庁からの照会」	2 件
報告第 20 号の「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」	3 件

議 長： 専決処分の報告について、ご意見ございますか。

全 委 員： 異議なし。

議 長： 第 22 号議案から第 25 号議案を審議します。なお、今月 18 日に農地部会による現地調査が行われております。議案に係る調査報告に関しては、審議に応じ、逐次願います。

議 長： 第 22 号議案を上程します。事務局より説明を願います。

事務局主幹： 第 22 号議案「農地法第 3 条の規定による耕作目的の所有権移転許可申請に対する許可について」1 件を朗読説明。

議 長： 地元委員の説明に入ります。

整理番号1 兼原委員 お願いします。

兼原委員：事務局説明のとおりです。問題ない案件かと考えております。

また、事務局に対してお願いですが、許可後の所有者変更登記が抜けてしまいがちなので、許可書を渡す際には、申請者に対して指導するようにしていただきたいと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

議長：事務局、委員から報告のあった第22号議案についてお諮りします。

全委員：異議なし。

議長：異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり決定をいたしました。続く第23号議案、第24号議案につきましては、審議対象者に橋本委員が含まれますので退室していただきます。

(橋本委員が退室)

議長：続きまして第23号議案を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局主幹：第23号議案「農地法第5条の規定による転用目的の賃借権設定許可申請に対する許可について」1件を朗読説明。

議長：地元委員、農地部会委員の説明に入ります。整理番号1番 薄井委員お願いします。

薄井委員：事務局説明のとおりです。問題ない案件かと考えております。

ご審議よろしく願いいたします。

議長：部会委員 鬼澤委員 お願いします。

鬼澤委員：事務局、地元委員から説明のあったように問題のない案件かと考えております。慎重審議お願いいたします。

議長：委員から報告のあった第23号議案についてお諮りします。

全委員：異議なし。

議長：異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり決定をいたしま

した。

議 長：続いて第２４号議案を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局係長：第２４号議案「農地法第５条の規定による転用目的の使用貸借権設定許可申請に対する許可について」１件を朗読説明。

議 長：こちらの議案は、第２３号議案と同様の内容になりますので、地元委員、部会委員からの説明を省略します。

議 長：事務局から報告のあった第２４号議案についてお諮りします。

全 委 員：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。よって、第２４号議案は原案のとおり決定をいたしました。ここで退室された委員の入室を許可いたします。

（橋本委員が入室）

議 長：続く第２５号議案につきましては、審議対象者に服部委員が含まれますので退室していただきます。

（服部委員が退室）

議 長：続いて第２５号議案を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局係長：第２５号議案「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」２件を朗読説明。

議 長：事務局から報告のあった第２５号議案についてお諮りします。

全 委 員：異議なし。

議 長：異議なしと認めます。よって、第２５号議案は原案のとおり決定をいたしました。ここで退室された委員の入室を許可いたします。

（服部委員が入室）

議 長：慎重審議ありがとうございました。議事終了と認めますので、令和８年８月

農業委員会定例総会を終了いたします。

以上、会議の記録は、書記が記載したものであるが、その内容に相違ないことを認めここに署名押印する。

令和8年8月25日

議 長 _____

署 名 人 _____

署 名 人 _____